

自動車保険だより

中面特集
「こうして自動車事故を解決」



今年は辰年です。この干支で今大人気になっているのが、田無神社の五龍神です。写真は手水舎の白龍です。境内には龍神様が各所に祀られています。



東京都障害児学校
教職員組合
副委員長

野田 洋美

私の父は、バスの運転手でした。幼い頃は、父の運転するバスに乗り、仕事をする父の後ろ姿を見るのが好きで、1ヶ月に1回は父の仕事場に出かけていたように記憶しています。とにかく運転をするのが好きな父なので、家族で出かける時はいつも車。夜中に出発して、遠出することも度々ありました。そのため、私も免許を取ったら、車で日本一周をするのだと語っていました。▼ところが、いざ免許を取る頃には興味がバイクへと移り、車ではなく、小型オフロードバイクに乗って、休みの日ごとに近隣の林道を走りまわった。とはいえ運転技術は拙く、林道で何度も転び、擦り傷が絶えませんでした。し、転んだ拍子に山を滑り落ちそうになったこともありましたが。ほかにも、バイクに乗って海岸まで朝日を見に行ったり、北海道をまわったりと楽しい思い出がいっぱい。北海道で訪れた「神の子池」の透き通った美しさは今も覚えています。▼バイクを手放してしばらく経ちますが、また乗りたい気持ち湧いてきているこの頃。ずっと乗り続けてきたのではないので、これまで以上に慎重にならなければと思っていますが、気をつけていても、いつ、何が起こるかはわかりません。だからこそ、再び乗ると決めた時には、同時に都障教組自動車保険に加入します。

こうして事故を解決

自分が加害者になってしまったやむを得ない状況

どうしたらいいか誰でも慌てます。

事故はいつ起こるかわかりません。

しかも相手のある事故の場合、

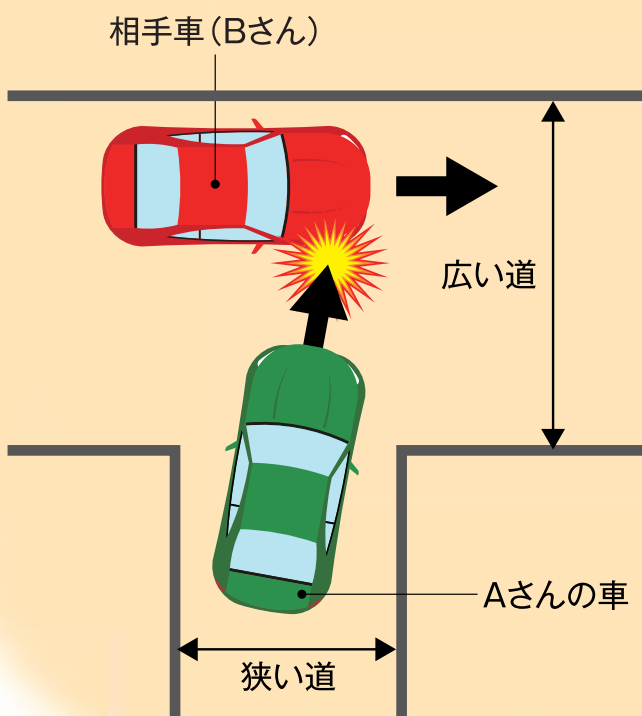
今回は、事故で加害者になってしまい、

相手との対応に困った例をご紹介します。

事故直後から 相手はカンカン！

契約者Aさんが慣れない道を通って
自車で自宅への帰り道を運転。T字路
から右折しようとしたが、見通し
が悪かったため右側からの車の往来に
ばかり気をとられ、左をよく見ずに右

折を開始したところ、左から直進して
きた相手車の右前部に衝突。
警察を呼んで待っている間、相手のB
さんから「あなたが100%悪い！謝
れ！」と怒鳴られました。



ともかく 桜保険に連絡

契約者のAさんは慌てた様子で「事
故を起こして、相手から100%賠償
するよう言われている」と電話口で不

安そうです。まずは双方にけががない
こと、すでに警察には届けており、物損
事故として対応が済んでいることを確
認したうえで、「その場ではお詫びは丁
寧にしたうえで、支払いの約束はせず
に、今後のことは保険会社を通して連
絡をさしあげます」とBさんにお伝え
ください」とアドバイスをしました。

Aさんは安心し、そのことをBさん
に伝えましたが、Bさんは立腹して話
をあまり聞いてくれませんでした。

相手から「全部払え！ 一筆書け！」と再度電話が

相手のBさんは被害者意識が強く、
「全額賠償しますと一筆かけ！」と直
接にAさんに電話がかかってきまし
た。Aさんとしては、どう答えてよいか
わからず桜保険に相談がありました。

そこですぐに、Bさんに対しては東
京海上日動の担当者より「示談交渉
の窓口は契約者本人ではなく保険会
社にうつっているため、契約者に直接
連絡しないこと」を伝えてもらい、今
後、要望があれば全て保険会社に申し
出てもらうよう案内しました。

この結果、Aさんに直接連絡はこな
くなり、ほっと安心。

問題は、過失割合と賠償額

判例によれば、通常T字路で道幅の狭い道路の車と広い道路の車との衝突では、その過失割合が（Aさん）80・20（Bさん）が基準となります。しかし、被害者Bさんは自身の過失を0と主張しており、過失を受け入れてもらうえるかが問題です。

さらに、Bさんの車は車両価格が35万円の古い車。修理費は50万円かかるのに、契約者Aさんの対物保険からは車両価格の35万円が限度額となるため、Bさんをさらに怒らせてしまう心配もありました。

特約でBさんの車の修理費全額を支払い解決に

今回の事故でBさんの車は全損（修理費が車の時価額を上回る）となったため、Aさんの保険の特約「対物超過修理費用補償特約」を利用することができ、Bさんの修理費50万円全額をAさんの対物賠償保険から支払うことができました。修理費全額をお支払

いできたことで、Bさんの納得も得られ、過失割合についても話し合いが可能となり、前向きに示談にむけた交渉をすすめる事ができました。その結果、Bさんから保険会社を通じて承諾の回答が届きました。

今回の件では相手がヒートアップしていたため、難航が予想されましたが、まずは「契約者を守る」という方針のもと、交渉窓口を明確にし、契約者に心配をかけないよう対応しました。また、対物超過修理費用補償特約の活用で、無事に示談となりました。

※この事故例は、プライバシー保護のため、実際に起きた複数の事故を参考に構成したものです。

これは使える！

「対物超過修理費用補償特約」とは

相手方の車の修理費が時価額を超えた場合でも差額を補償できるのが「対物超過修理費用補償特約」です。



時価を超える修理費は、必ず支払わなくてはならないものではありませんが、円満解決の手段として加入者様の判断によりお支払いいただくものです。

※都教組・都障教組自動車保険には自動セツトされています！

調布特別支援学校で共済カフェ開催



11月に共済カフェが開かれ、若い教職員を中心に9人の方が集まりました。コーヒーや紅茶とお菓子を味わいながら、都障教組からは秋の募集内容、桜保険からは教職員賠償責任保険をパワーポイントで紹介しました。都障教組の教職員賠償責任保険は、訴訟はもちろん、その前の段階から相談できるところに大きな関心があつまりました。



読者の コーナー

自動車保険のパンフ?なのに、教研の話題。こういったところも感心させられます。単に、保険ではないということアピールできていると思います。
(真野 功様)

現役の時に教職員の立場に立つての対応をして頂けることに心強さを持ち加入し、以来何十年と続けています。幸い事故には遭っていませんが、退職後の今も、事故時の丁寧であろう対応を期待し続けております。

(W.M様)

ヒントは、
ホームページを
見てね。

桜保険 検索

抽選で
100名様に
1,000円分の
図書カードを
プレゼント!

今回の
クイズは
こちら

表紙の手水舎の白龍がある
神社の名前は何でしょう。
マルに漢字2文字を入れてください。

〇〇神社

*クイズおよび抽選の実施者は東京都教職員組合・東京都障害児学校教職員組合です。

■応募締切: 2024年5月31日(金)当日消印有効

■応募方法: 郵便ハガキに、クイズの答えと郵便番号・住所氏名・ご意見・ご感想をご記入の上、桜保険事務所までご応募ください。

■Webでの応募方法: 下記の応募となります。

- スマホの場合は、右記QRコードから。
- パソコンの場合は、当社ホームページの最新ニュースの「自動車保険だより17号のクイズ応募はこちら」からご応募ください。



■抽選・発表: 正解者の中から厳正な抽選のうえ、当選者に図書カードを発送し、発表とかえさせていただきます。

■注意事項: いただいたご意見を自動車保険だより作成のために利用させていただくことがあります。いただいたご意見を紙面に掲載させていただくときには氏名を表示させていただくことがあります。
※お客様の個人情報は厳重に管理し、商品の抽選・発送・お問合せにのみ使用します。

■送付先: 〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17
桜保険事務所「クイズ係」

前回の答えは「②荒川」でした

投稿大募集

写真やイラストの投稿をお待ちしています。
採用された方には謝礼をお送りします。
投稿方法は郵送かメール(dengon@sakura-hoken.co.jp)で。



編集後記

元日に起こった能登半島地震の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。このたよりをお届けできる3月初旬でも被災者の皆さまが生活再建、復興のためにご苦労をされていることと思います。保険に携わる者としてあらためてどんなご支援ができるのか考える日々です。

自動車保険だより編集委員会

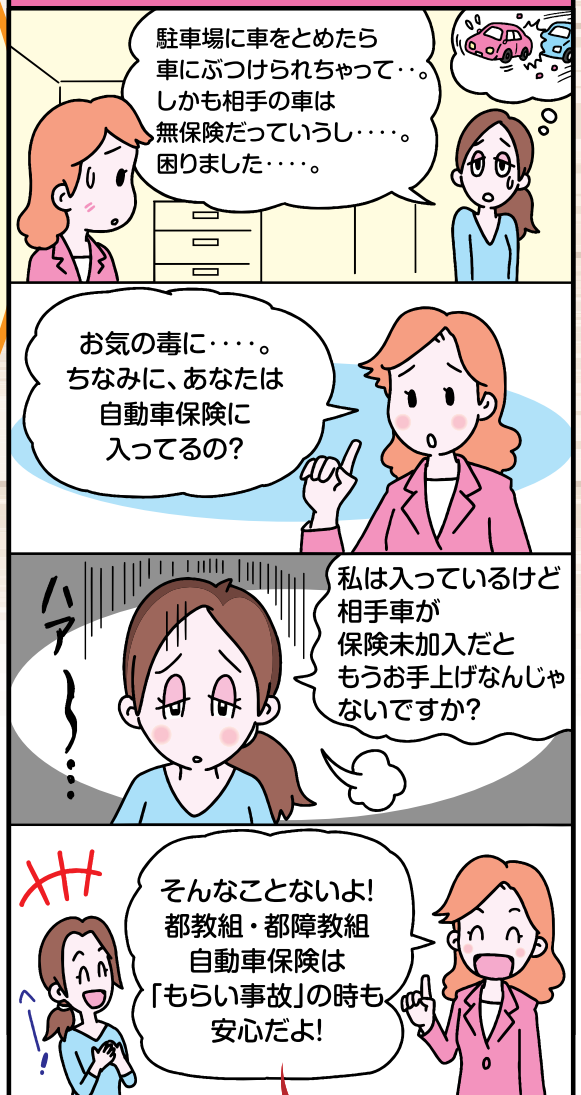
TEL.042-467-4152 FAX.042-461-0366

自動車保険だよりVol.17(2024年2月作成)

発行元/〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17 桜保険事務所内

退職とほぼ同時にそれまで乗っていた車が走行中にSTOP。ロードサービス、レンタカー、修理何から何までお世話になりましたが、軽に乗り替えることにしました。車種が変わるので保険も又お世話になることに。親身になったのアドバイスも頂き心強かったです。どのタイミングでも対応が素早く頼りになりました。まだもう少しお世話になることと思いますがどうぞ宜しくお願い致します。
にゃんこ先生より
(佐藤 陽子様)

こちらは被害者なのに・・・。



車の保険のお話
(もらい事故編)

